

# 東日本大震災における政府の組織編成

みせ よしなり  
内閣委員会調査室 三瀬 佳也

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した地震及び地震に伴う津波等の災害（東日本大震災）を受け、政府は、数多くの対策本部や検討会議を設置した。これらについて、まずは、震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故に対して法律に基づいて設置された対策本部について、次に、対応分野ごとに設置された対策本部等について順次確認し（図 1）、現在の東日本大震災に対する組織編成及び「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」において検討されている体制整備（図 2）を概観する。

## 1. 法律に基づく本部の設置（発災直後）

3 月 11 日 15 時 14 分、政府は、災害対策基本法第 28 条の 2 に基づき、菅直人内閣総理大臣を本部長とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部」という。）」を設置した。なお、3 月 12 日、宮城県に「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部」を設置している<sup>1</sup>。

同日 19 時 03 分、地震及び地震に伴う津波の被害による、福島原発の事故を受け、原子力災害対策特別措置法第 15 条、第 16 条に基づき、原子力緊急事態宣言を発令し、菅内閣総理大臣を本部長、海江田万里経済産業大臣を副本部長とする「平成 23 年（2011 年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置した。なお、3 月 12 日、福島県双葉郡大熊町にある福島県原子力災害対策センターに「福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」が設置されている（3 月 15 日からは福島県庁に移動）<sup>2</sup>。

## 2. 対応分野ごとの本部等の設置（5 月 8 日まで）

### （1）被災者生活に関して

3 月 16 日、政府は、枝野幸男内閣官房長官の下に、被災者を支援する NPO 等と政府との連携の調整、被災地のニーズ等の情報提供の窓口として湯浅誠内閣府参与を室長とする「震災ボランティア連携室<sup>3</sup>」を設置した。

3 月 17 日、被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方公共団体、企業等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組むため、松本龍防災担当大臣を本部長とする「被災者生

<sup>1</sup> 緊急災害対策本部『平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について』2011. 5. 13 現在

<sup>2</sup> 原子力災害対策本部『平成 23 年（2011 年）東京電力（株）福島第一・第二原子力発電所事故（東日本大震災）について』（2011. 5. 13 現在）

<sup>3</sup> 3 月 13 日に任命された辻元清美震災ボランティア担当首相補佐官（内閣官房長官記者発表（2011. 3. 13））が同室を担当している（『読売新聞』（2011. 3. 17））。

活支援特別対策本部<sup>4</sup>」を設置した<sup>5</sup>。なお、3月末までには、同本部の下に副大臣、大臣政務官を座長とする5つの検討会議<sup>6</sup>も設置されている。

3月22日、被災者生活支援特別対策本部の活動を円滑かつ迅速に進めるため、政府部内の緊密な連携を図りながら、必要な情報の共有や取り組むべき課題の確認、フォローアップ等を行う目的で、松本防災担当大臣を議長とし、各府省事務次官で構成される「被災者生活支援各府省連絡会議<sup>7</sup>」を設置した。

## (2) 福島原発事故に関して

3月15日、福島原発の事故について、政府と東京電力が一体的に情報収集し対策を講じるため、菅内閣総理大臣を本部長とする「福島原子力発電所事故対策統合本部<sup>8</sup>」が設置された。

3月29日、原子力災害対策本部の下に、原子力災害被災者の生活支援に関する諸課題について、被災者生活支援特別対策本部と連携しつつ、関係行政機関、地方公共団体、東京電力等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組むため、海江田経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム<sup>9</sup>」を設置した。

4月11日、福島原発の事故による経済被害についての対応の枠組みを検討するため、海江田経済産業大臣を原子力経済被害担当大臣と兼務させ、本部長とする「原子力発電所事故による経済被害対応本部<sup>10</sup>」を設置した。

## (3) 復興に関して

4月11日、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行い、その結果を、復興に関する指針等に反映させるため、五百旗頭真防衛大学校長を議長とし、有識者から成る「東日本大震災復興構想会議」を設置した<sup>11</sup>。なお、同会議の下に、飯尾潤政策研究大学院大学教授を部会長とし、有識者から成る検討部会が置かれている。

## (4) その他

---

<sup>4</sup> 本部長代理は片山善博総務大臣、仙谷由人内閣官房副長官。

なお、原子力災害被災者の生活支援については、原子力被災者生活支援チームと連携しつつ取り組んでいる。

<sup>5</sup> 緊急災害対策本部『被災者生活支援の体制強化について』(2011. 3. 17)

<sup>6</sup> 3月21日に「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議(座長:小川法務副大臣)」、3月22日に「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議(座長:樋高環境大臣政務官)」、3月28日に「被災者等就労支援・雇用創出推進会議(座長:小宮山厚生労働副大臣)」、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議(座長:池口国土交通副大臣)」、3月29日に「被災地の復旧に関する検討会議(座長:平野内閣府副大臣)」を設置した。

<sup>7</sup> 内閣官房長官記者発表(2011. 3. 22)

<sup>8</sup> 副本部長には海江田経済産業大臣、清水正孝東京電力社長(内閣官房長官記者発表(2011. 3. 15)、『日本経済新聞電子版』(2011. 3. 15))。

<sup>9</sup> 原子力安全・保安院『原子力災害被災者支援の体制強化について』(2011. 3. 29)

<sup>10</sup> 内閣官房長官記者発表(2011. 4. 11)

<sup>11</sup> 『東日本大震災復興構想会議の開催について』(2011. 4. 11) 閣議決定

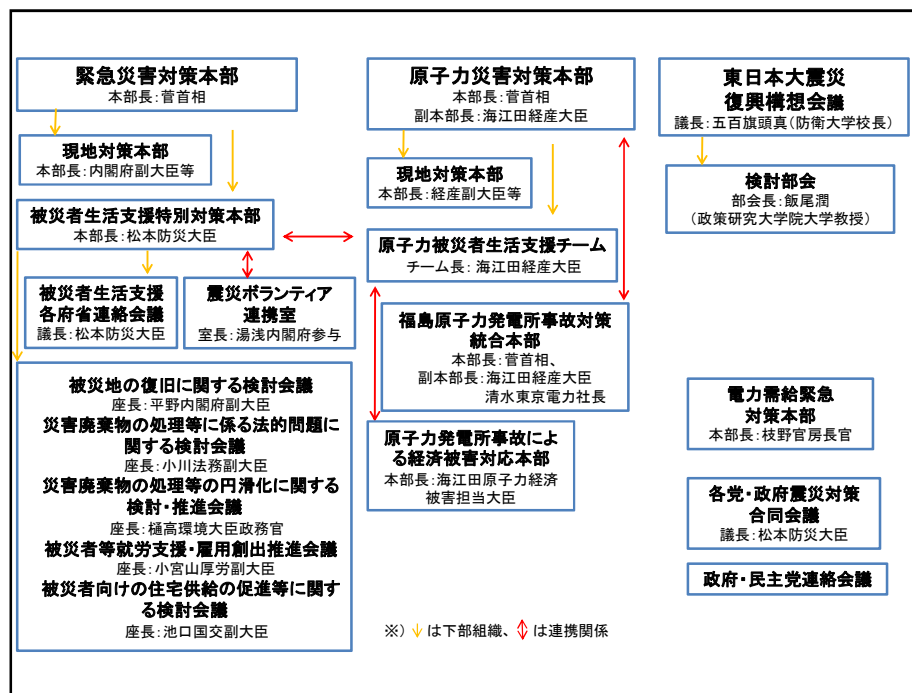
3月13日、震災の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進するために、枝野内閣官房長官を本部長とする「電力需給緊急対策本部<sup>12</sup>」を設置した。

3月16日、震災の被害等について、各党間の情報共有と意見交換を行い、救援や復旧対策を加速させるため、各党の幹事長と政策責任者等による「各党・政府震災対策合同会議」を設置した<sup>13</sup>。

4月11日、福島原発の事故に起因する損害の法的な賠償の判定方針を策定するため、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき「原子力損害賠償紛争審査会」を設置した。

なお、発災から3月末までに、内閣官房参与6名<sup>14</sup>、内閣府参与1名<sup>15</sup>を新たに任命している。

図1 5月8日までの東日本大震災に対して政府が設置した本部等



(出所) 内閣官房資料、新聞各紙より作成

<sup>12</sup> 同日、蓮舫国務大臣が節電啓発等担当大臣に任命されている。(内閣官房長官記者発表 (2011. 3. 13))

『電力需給緊急対策本部の開催について』(2011. 3. 13) 内閣総理大臣決裁

<sup>13</sup> 『読売新聞』(2011. 3. 17)。なお、3月15日、政府と民主党との意見交換の場として「地震対策に関する政府・民主党連絡会議」を設置している(『毎日新聞』(2011. 3. 16))。

<sup>14</sup> 3月16日に小佐古敏荘東京大学大学院教授、3月20日に日比野靖北陸先端科学技術大学院大学理事・副学長、山口昇防衛大学校安全保障・危機管理教育センター長、3月22日に有富正憲東京工業大学原子炉工学研究所長・教授、齋藤正樹東京工業大学原子炉工学研究所教授、3月29日に田坂広志多摩大学大学院教授の6名が任命された(内閣官房資料)が、小佐古教授は4月30日に辞任した(内閣官房長官記者発表(2011. 4. 30))。

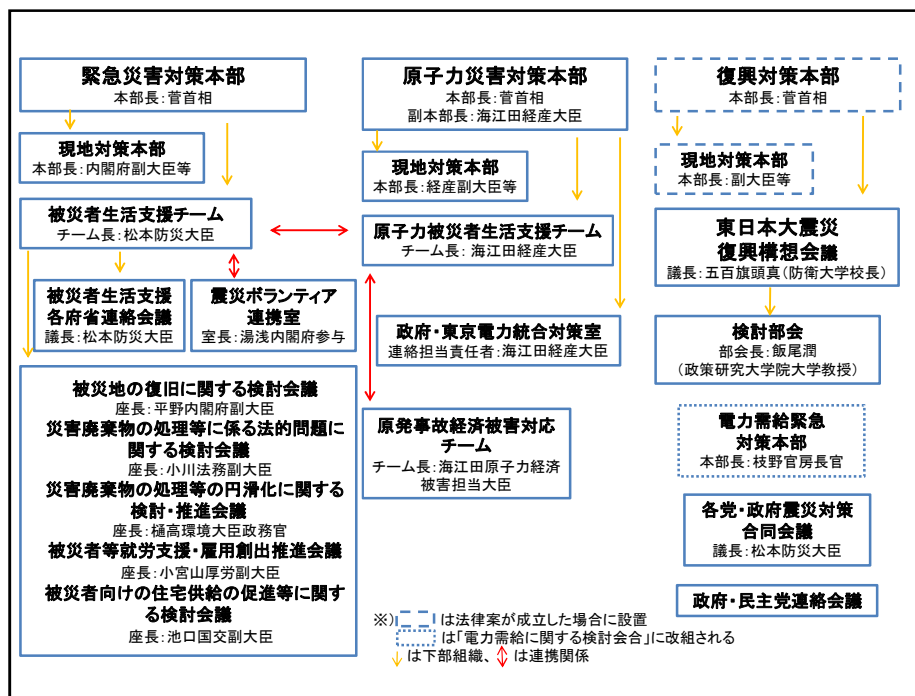
<sup>15</sup> 3月25日に広瀬研吉東海大学国際教育センター教授が任命された(内閣府資料)。

### 3. 現在の体制（5月9日以降）

#### (1) 組織の整理

5月9日、震災及び福島原発の事故に対応する政府内の組織について名称の変更・整理が行われた<sup>16</sup>。これまで6つあった「本部」と名の付く組織を、菅首相が本部長を務める「緊急災害対策本部」と「原子力災害対策本部」の2つに絞った。「被災者生活支援特別対策本部」については「被災者生活支援チーム」、「原子力発電所事故による経済被害対応本部」については「原発事故経済被害対応チーム」と、それぞれメンバーを固定せず機動的に動くことができるチーム制に改組した。事実上の組織であった「福島原子力発電所事故対策統合本部」については「政府・東京電力統合対策室」に改組してその位置付けを明確にした。「電力需給緊急対策本部」については、夏期電力需給対策を策定した後、「電力需給に関する検討会合」に改組するとの発表があった<sup>17</sup>。なお、震災関連の組織については、乱立しているとの批判もあったが、組織の廃止は行われていない<sup>18</sup>。

図2 5月9日以降の東日本大震災に対する本部等（5月17日現在）



(出所) 内閣官房資料等より作成

#### (2) 法整備による検討

5月13日、政府は「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」を国会に

<sup>16</sup> 内閣官房長官記者発表（2011. 5. 6）

<sup>17</sup> 改組後の組織については未定である（5月17日現在）。

<sup>18</sup> 『毎日新聞』（2011. 5. 7）

提出した。同法律案においてはいくつかの組織の設置が規定されている。

まず、内閣に、復興の基本方針に関する企画・立案、総合調整に関する事務等をつかさどる「東日本大震災復興対策本部<sup>19</sup>（以下「復興対策本部）」を置くこととしている（第5条）。

また、復興対策本部に、地方機関として「現地対策本部」を置くこととしている（第11条）<sup>20</sup>。そして、復興対策本部に「東日本大震災復興構想会議」を法律に基づく組織として設置し、本部長たる首相への提言機関と位置付けることとしている（第12条）。さらに、復興対策本部に、原発事故による災害を受けた地域の復興に関し、必要があれば「合議制の機関<sup>21</sup>」を置くことができることとしている（第13条）。

なお、附則第2条においては、「復興庁<sup>22</sup>」を設置すること等について総合的に検討を加え、その結果に基づき、法施行後1年以内をめどに必要な法制上の措置を講ずることとされているところである。

---

<sup>19</sup> 本部長を内閣総理大臣、副本部長を内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣とし、その他の国務大臣等で構成される。

<sup>20</sup> 5月13日に提出された「地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めらるるの件」において、盛岡市、仙台市、福島市にそれぞれの県を管轄区とする現地対策本部の設置が求められている。

<sup>21</sup> 関係地方公共団体の長及び原子力関連技術等に係る有識者で構成される。

<sup>22</sup> 東日本大震災により被害を受けた特定の地域の復興のための行政各部の施策の統一を図るため必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整を行う行政組織。